

令和 7 年 9 月 3 日 招集

令 和 7 年

第3回美唄市議会定例会議案

令和 7 年 7 月 29 日 受 理

例 月 現 金 出 納 検 査 結 果 報 告

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月現金出納検査の結果について、次のとおり
監査委員から提出があったので報告する。

令 和 7 年 9 月 3 日

美唄市議会議長 谷 村 知 重

例 月 現 金 出 納 検 査 結 果 報 告

1 検査の範囲

令和7年 4月分、5月分、6月分

一般会計及び特別会計、公営企業会計の現金出納事務

2 検査の期日

	一般会計及び特別会計	公営企業会計
4月分	令和7年5月12日	令和7年5月22日
5月分	令和7年6月10日	令和7年6月23日
6月分	令和7年7月10日	令和7年7月23日

3 検査の結果

会計管理者等より提出された現金出納検査資料の計数について、金融機関発行の
現金出納関係帳簿及び預金残高証明書類と照合した結果、令和7年4月、5月、6月末
日現在における一般会計及び特別会計、公営企業会計の現金出納事務は、正確であ
ると認められた。

一般会計及び特別会計 現金収支残高表

令和7年 4月

(単位：円)

会 計 等	前月末残高	本 月 収 入	本 月 支 出	本月末残高	本月末残高内訳
一 般	△ 719,352,657	2,396,266,553	3,444,176,634	△ 1,767,262,738	預金
市 民 バ ス	△ 9,581,082	24,516,080	4,001,058	10,933,940	1,682,443,413
国民健康保険	△ 119,980,034	348,366,387	157,514,685	70,871,668	つり銭資金
介 護 保 険	243,916,161	372,669,585	300,315,424	316,270,322	1,601,000
介護サービス事業	△ 52,402,083	46,435,378	20,255,257	△ 26,221,962	合計
後期高齢者医療	△ 59,906,171	271,538,200	113,327,121	98,304,908	1,684,044,413
歳入歳出外現金	128,197,779	168,625,577	190,675,081	106,148,275	
基金繰替運用金	0	2,875,000,000	0	2,875,000,000	
一 時 借 入 金	3,000,000,000	0	3,000,000,000	0	
合 計	2,410,891,913	6,503,417,760	7,230,265,260	1,684,044,413	

基 金	前月末残高	本 月 収 入	本 月 支 出	本月末残高	本月末残高内訳
財 政 調 整	1,235,473,478	0	0	1,235,473,478	繰替運用金
減 債	26,775,496	0	0	26,775,496	2,875,000,000
過疎地域持続的 発展特別事業	181,706,608	0	0	181,706,608	預金
D X 推 進	2,000,000	0	0	2,000,000	882,371,552
国民健康保険 支払準備	331,357,521	0	0	331,357,521	合計
福 祉	306,310,855	0	0	306,310,855	3,757,371,552
介護給付費 支払準備	258,932,519	0	0	258,932,519	
受動喫煙防止 健康づくり	8,208,342	0	0	8,208,342	
農 業 振 興	197,771,795	0	0	197,771,795	
交流拠点 施設整備	75,284,638	0	0	75,284,638	
森林環境整備	6,803,396	0	0	6,803,396	
コロナ利子補給	68,037	0	0	68,037	
商 工 業 振 興	100,051,519	0	0	100,051,519	
地域医療推進	402,319,022	0	0	402,319,022	
青 少 年 育 成	343,388,947	0	0	343,388,947	
文化・スポーツ	81,600,897	0	0	81,600,897	
アルテピアッツァ	99,166,627	0	0	99,166,627	
学 校 教 育 施設整備	100,151,855	0	0	100,151,855	
合 計	3,757,371,552	0	0	3,757,371,552	
繰 替 運 用 金 を 除 く 残 高	3,757,371,552			882,371,552	

※コロナ利子補給：新型コロナウイルス感染症対策利子補給、アルテピアッツァ：安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄整備

一般会計及び特別会計 現金収支残高表

令和7年 5月

(単位：円)

会 計 等	前月末残高	本 月 収 入	本 月 支 出	本月末残高	本月末残高内訳
一 般	△ 1,767,262,738	2,329,281,555	1,075,076,203	△ 513,057,386	預金
市 民 バ ス	10,933,940	9,113,696	3,597,830	16,449,806	3,237,029,032
国民健康保険	70,871,668	228,232,944	148,626,269	150,478,343	つり銭資金
介 護 保 険	316,270,322	339,763,212	245,839,935	410,193,599	1,601,000
介護サービス事業	△ 26,221,962	55,938,808	17,320,972	12,395,874	合計
後期高齢者医療	98,304,908	116,974,742	43,460,404	171,819,246	3,238,630,032
歳入歳出外現金	106,148,275	128,752,926	119,550,651	115,350,550	
基金繰替運用金	2,875,000,000	0	0	2,875,000,000	
一 時 借 入 金	0	0	0	0	
合 計	1,684,044,413	3,208,057,883	1,653,472,264	3,238,630,032	

基 金	前月末残高	本 月 収 入	本 月 支 出	本月末残高	本月末残高内訳
財 政 調 整	1,235,473,478	0	0	1,235,473,478	繰替運用金
減 債	26,775,496	0	0	26,775,496	2,875,000,000
過疎地域持続的 発展特別事業	181,706,608	0	0	181,706,608	預金
D X 推 進	2,000,000	0	0	2,000,000	882,371,552
国民健康保険 支 払 準 備	331,357,521	0	0	331,357,521	合計
福 祉	306,310,855	0	0	306,310,855	3,757,371,552
介護給付費 支 払 準 備	258,932,519	0	0	258,932,519	
受動喫煙防止 健康づくり	8,208,342	0	0	8,208,342	
農 業 振 興	197,771,795	0	0	197,771,795	
交流拠点 施設整備	75,284,638	0	0	75,284,638	
森林環境整備	6,803,396	0	0	6,803,396	
コロナ利子補給	68,037	0	0	68,037	
商工業振興	100,051,519	0	0	100,051,519	
地域医療推進	402,319,022	0	0	402,319,022	
青少年育成	343,388,947	0	0	343,388,947	
文化・スポーツ	81,600,897	0	0	81,600,897	
アルテピアッツァ	99,166,627	0	0	99,166,627	
学校教育 施設整備	100,151,855	0	0	100,151,855	
合 計	3,757,371,552	0	0	3,757,371,552	
繰 替 運 用 金 を 除 く 残 高	882,371,552			882,371,552	

※コロナ利子補給：新型コロナウイルス感染症対策利子補給、アルテピアッツァ：安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美喫整備

一般会計及び特別会計 現金収支残高表

令和7年 6月

(単位：円)

会 計 等	前月末残高	本 月 収 入	本 月 支 出	本月末残高	本月末残高内訳
一 般	△ 917, 093, 025	2, 613, 945, 280	1, 760, 578, 636	△ 63, 726, 381	預金
市 民 バ ス	16, 449, 806	741, 875	4, 532, 574	12, 659, 107	3, 551, 133, 189
国民健康保険	140, 567, 620	147, 497, 629	149, 486, 396	138, 578, 853	つり銭資金
介 護 保 険	343, 534, 796	183, 546, 077	257, 140, 744	269, 940, 129	1, 601, 000
介護サービス事業	12, 301, 874	12, 154, 951	35, 975, 880	△ 11, 519, 055	合計
後期高齢者医療	170, 109, 846	1, 934, 300	1, 759, 947	170, 284, 199	3, 552, 734, 189
歳入歳出外現金	115, 350, 550	234, 306, 579	188, 139, 792	161, 517, 337	
基金繰替運用金	2, 875, 000, 000	0	0	2, 875, 000, 000	
一時借入金	0	0	0	0	
合 計	2, 756, 221, 467	3, 194, 126, 691	2, 397, 613, 969	3, 552, 734, 189	

基 金	前月末残高	本 月 収 入	本 月 支 出	本月末残高	本月末残高内訳
財 政 調 整	1, 235, 473, 478	0	0	1, 235, 473, 478	繰替運用金
減 債	26, 775, 496	0	0	26, 775, 496	2, 875, 000, 000
過疎地域持続的 発展特別事業	181, 706, 608	0	0	181, 706, 608	預金
D X 推 進	2, 000, 000	0	0	2, 000, 000	882, 371, 552
国民健康保険 支払準備	331, 357, 521	0	0	331, 357, 521	合計
福 祉	306, 310, 855	0	0	306, 310, 855	3, 757, 371, 552
介護給付費 支払準備	258, 932, 519	0	0	258, 932, 519	
受動喫煙防止 健康づくり	8, 208, 342	0	0	8, 208, 342	
農 業 振 興	197, 771, 795	0	0	197, 771, 795	
交流拠点 施設整備	75, 284, 638	0	0	75, 284, 638	
森林環境整備	6, 803, 396	0	0	6, 803, 396	
コロナ利子補給	68, 037	0	0	68, 037	
商 工 業 振 興	100, 051, 519	0	0	100, 051, 519	
地域医療推進	402, 319, 022	0	0	402, 319, 022	
青 少 年 育 成	343, 388, 947	0	0	343, 388, 947	
文化・スポーツ	81, 600, 897	0	0	81, 600, 897	
アルテピアッツァ	99, 166, 627	0	0	99, 166, 627	
学 校 教 育 施設整備	100, 151, 855	0	0	100, 151, 855	
合 計	3, 757, 371, 552	0	0	3, 757, 371, 552	
繰 替 運 用 金 を 除 く 残 高	882, 371, 552			882, 371, 552	

※コロナ利子補給：新型コロナウイルス感染症対策利子補給、アルテピアッツァ：安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄整備

病院事業会計試算表

令和7年 4月

(単位：円)

借		方		勘 定 科 目	貸		方	
残 高	合 計		合 計		残 高			
	累 計	当 月	当 月			累 計		
			(収 益 勘 定)					
	19,930	19,930	医 業 収 益	217,902,537	217,902,537	217,882,607		
			医 業 外 収 益	145,840,751	145,840,751	145,840,751		
			特 別 利 益	485,367	485,367	485,367		
			(費 用 勘 定)					
106,447,327	106,447,327	106,447,327	医 業 費 用					
56,202	56,202	56,202	医 業 外 費 用					
577,985	577,985	577,985	特 別 損 失					
			(資 産 勘 定)					
5,871,705,223	5,871,705,223	210,000	有 形 固 定 資 産		642,372,749	642,372,749		
521,940	521,940		無 形 固 定 資 産					
477,822,315	477,822,315	61,000	投 資					
934,444,435	1,455,947,171	554,630,590	現 金 預 金	521,502,736	521,502,736			
155,173,122	271,322,112	74,646,672	未 収 金	116,148,990	116,148,990			
			貸 倒 引 当 金		190,000	190,000		
2,736,523	7,771,496	5,008,007	貯 蔵 品	5,034,973	5,034,973			
			前 払 費 用					
10,000	130,250	130,250	前 払 金	120,250	120,250			
549,810	549,810		つ り 銭 資 金					
500,798	500,798	500,798	そ の 他 流 動 資 産					
			(負 債 勘 定)					
			企 業 債 (固 定 負 債)		4,111,810,684	4,111,810,684		
			引 当 金 (固 定 負 債)		677,856,000	677,856,000		
			一 時 借 入 金					
			企 業 債 (流 動 負 債)		159,005,961	159,005,961		
	369,480,019	369,480,019	未 払 金	60,316,309	414,970,356	45,490,337		
			引 当 金 (流 動 負 債)		81,789,556	81,789,556		
	11,462,673	11,462,673	そ の 他 流 動 負 債	9,879,540	12,400,171	937,498		
			長 期 前 受 金		1,115,623,114	1,115,623,114		
68,031,616	68,031,616		収 益 化 累 計 額					
			(資 本 勘 定)					
			資 本 金	46,000,000	2,963,025,255	2,963,025,255		
			資 本 剰 余 金		5,820,440	5,820,440		
2,549,553,023	2,549,553,023		欠 損 金					
10,168,130,319	11,191,899,890	1,123,231,453	合 計	1,123,231,453	11,191,899,890	10,168,130,319		

病院事業会計試算表

令和7年 5月

(単位：円)

借 方		勘 定 科 目	貸 方			
残 高	合 計		残 高			
	累 計			当 月	当 月	累 計
			(収 益 勘 定)			
	39,855	19,925	医 業 収 益	79,515,067	297,417,604	297,377,749
			医 業 外 収 益	1,335,502	147,176,253	147,176,253
			特 別 利 益	338,364	823,731	823,731
			(費 用 勘 定)			
206,705,599	206,742,119	100,294,792	医 業 費 用	36,520	36,520	
118,576	118,576	62,374	医 業 外 費 用			
2,128,716	2,128,716	1,550,731	特 別 損 失			
			(資 産 勘 定)			
5,874,315,223	5,874,315,223	2,610,000	有 形 固 定 資 産		642,372,749	642,372,749
521,940	521,940		無 形 固 定 資 産			
477,883,315	477,883,315	61,000	投 資			
915,174,678	1,636,268,407	180,321,236	現 金 預 金	199,590,993	721,093,729	
152,021,342	346,842,527	75,520,415	未 収 金	78,672,195	194,821,185	
			貸 倒 引 当 金		190,000	190,000
1,433,395	11,265,721	3,494,225	貯 蔵 品	4,797,353	9,832,326	
			前 払 費 用			
11,000	216,810	86,560	前 払 金	85,560	205,810	
549,810	549,810		つ り 銭 資 金			
1,090,218	1,090,218	589,420	そ の 他 流 動 資 産			
			(負 債 勘 定)			
			企 業 債 (固 定 負 債)		4,111,810,684	4,111,810,684
			引 当 金 (固 定 負 債)		677,856,000	677,856,000
			一 時 借 入 金			
			企 業 債 (流 動 負 債)		159,005,961	159,005,961
	422,686,486	53,206,467	未 払 金	52,849,001	467,819,357	45,132,871
			引 当 金 (流 動 負 債)		81,789,556	81,789,556
	20,433,465	8,970,792	そ の 他 流 動 負 債	9,567,382	21,967,553	1,534,088
			長 期 前 受 金		1,115,623,114	1,115,623,114
68,031,616	68,031,616		収 益 化 累 計 額			
			(資 本 勘 定)			
			資 本 金		2,963,025,255	2,963,025,255
			資 本 剰 余 金		5,820,440	5,820,440
2,549,553,023	2,549,553,023		欠 損 金			
10,249,538,451	11,618,687,827	426,787,937	合 計	426,787,937	11,618,687,827	10,249,538,451

病院事業会計試算表

令和7年 6月

(単位：円)

借		方		勘 定 科 目	貸		方	
残 高	合 計		合 計		残 高			
	累 計	当 月	当 月			累 計		
			(収 益 勘 定)					
	524,319	484,464	医 業 収 益		218,774,128	516,191,732	515,667,413	
			医 業 外 収 益		144,070,265	291,246,518	291,246,518	
			特 別 利 益			823,731	823,731	
			(費 用 勘 定)					
364,494,975	364,531,495	157,789,376	医 業 費 用			36,520		
281,393	281,393	162,817	医 業 外 費 用					
2,129,066	2,129,066	350	特 別 損 失					
			(資 産 勘 定)					
5,875,985,223	5,875,985,223	1,670,000	有 形 固 定 資 産			642,372,749	642,372,749	
521,940	521,940		無 形 固 定 資 産					
477,944,315	477,944,315	61,000	投 資					
1,111,510,806	2,336,150,500	699,882,093	現 金 預 金		503,545,965	1,224,639,694		
147,526,916	418,052,859	71,210,332	未 収 金		75,704,758	270,525,943		
			貸 倒 引 当 金			190,000	190,000	
2,487,984	17,833,577	6,567,856	貯 蔵 品		5,513,267	15,345,593		
			前 払 費 用					
10,000	237,090	20,280	前 払 金		21,280	227,090		
549,810	549,810		つ り 銭 資 金					
1,893,001	1,893,001	802,783	そ の 他 流 動 資 産					
			(負 債 勘 定)					
			企 業 債 (固 定 負 債)			4,111,810,684	4,111,810,684	
			引 当 金 (固 定 負 債)			677,856,000	677,856,000	
			一 時 借 入 金					
			企 業 債 (流 動 負 債)			159,005,961	159,005,961	
	496,511,840	73,825,354	未 払 金		71,490,800	539,310,157	42,798,317	
	68,317,410	68,317,410	引 当 金 (流 動 負 債)			81,789,556	13,472,146	
	46,611,750	26,178,285	そ の 他 流 動 負 債		41,959,937	63,927,490	17,315,740	
			長 期 前 受 金			1,115,623,114	1,115,623,114	
68,031,616	68,031,616		収 益 化 累 計 額					
			(資 本 勘 定)					
			資 本 金		45,892,000	3,008,917,255	3,008,917,255	
			資 本 剰 余 金			5,820,440	5,820,440	
2,549,553,023	2,549,553,023		欠 損 金					
10,602,920,068	12,725,660,227	1,106,972,400	合 計		1,106,972,400	12,725,660,227	10,602,920,068	

水道事業会計試算表

令和7年 4月

(単位：円)

借		方		勘 定 科 目	貸		方	
残 高	合 計		合 計		残 高			
	累 計	当 月	当 月			累 計		
				(収 益 勘 定)				
				営 業 収 益	32,125,474	32,125,474	32,125,474	
				営 業 外 収 益	25,131,816	25,131,816	25,131,816	
				特 別 利 益				
				(費 用 勘 定)				
20,963,818	20,969,473	20,969,473		営 業 費 用	5,655	5,655		
				営 業 外 費 用				
				特 別 損 失				
				(資 産 勘 定)				
12,188,025,275	12,188,025,275	380,599		有 形 固 定 資 産		6,103,228,943	6,103,228,943	
1,368,300	1,368,300			無 形 固 定 資 産				
221,231,884	233,227,216	113,289,129		現 金 預 金	11,995,332	11,995,332		
32,462,208	134,679,755	120,349,574		未 収 金	102,217,547	102,217,547		
				貸 倒 引 当 金		5,066,103	5,066,103	
8,486,245	12,891,955	83,120		貯 蔵 品	4,405,710	4,405,710		
				短 期 貸 付 金				
				前 払 費 用				
				前 払 金				
1,363,276	1,363,821	1,363,821		そ の 他 流 動 資 産	545	545		
				(負 債 勘 定)				
				企 業 債 (固 定 負 債)		3,109,043,132	3,109,043,132	
				引 当 金 (固 定 負 債)		51,742,793	51,742,793	
				一 時 借 入 金				
	11,720,514	11,720,514		未 払 金	17,801,459	26,056,136	14,335,622	
	1,088,238	1,088,238		前 受 金		1,088,238		
	267,411	267,411		預 り 金	11,655,226	12,555,226	12,287,815	
				企 業 債 (流 動 負 債)		239,236,967	239,236,967	
				引 当 金 (流 動 負 債)		2,104,000	2,104,000	
				そ の 他 流 動 負 債	3,211,115	3,211,115	3,211,115	
				長 期 前 受 金		2,826,625,864	2,826,625,864	
1,209,120,077	1,209,120,077			収 益 化 累 計 額				
				(資 本 勘 定)				
				資 本 金	53,087,000	893,034,043	893,034,043	
				資 本 剰 余 金	7,875,000	120,201,460	120,201,460	
				利 益 剰 余 金		245,645,936	245,645,936	
13,683,021,083	13,814,722,035	269,511,879		合 計	269,511,879	13,814,722,035	13,683,021,083	

水道事業会計試算表

令和7年 5月

(単位：円)

借		方		勘 定 科 目	貸		方	
残 高	合 計		合 計		残 高			
	累 計	当 月	当 月			累 計		
			(収 益 勘 定)					
	8,606	8,606	営 業 収 益	36,929,111	69,054,585	69,045,979		
			営 業 外 収 益		25,131,816	25,131,816		
			特 別 利 益					
			(費 用 勘 定)					
46,184,187	46,189,842	25,220,369	営 業 費 用		5,655			
			営 業 外 費 用					
			特 別 損 失					
			(資 産 勘 定)					
12,188,587,174	12,188,587,174	561,899	有 形 固 定 資 産		6,103,228,943	6,103,228,943		
1,368,300	1,368,300		無 形 固 定 資 産					
297,416,198	339,258,607	106,031,391	現 金 預 金	29,847,077	41,842,409			
13,565,184	175,291,621	40,611,866	未 収 金	59,508,890	161,726,437			
			貸 倒 引 当 金		5,066,103	5,066,103		
9,552,885	17,725,335	4,833,380	貯 蔵 品	3,766,740	8,172,450			
			短 期 貸 付 金					
			前 払 費 用					
			前 払 金					
3,890,048	3,890,593	2,526,772	そ の 他 流 動 資 産		545			
			(負 債 勘 定)					
			企 業 債 (固 定 負 債)		3,109,043,132	3,109,043,132		
			引 当 金 (固 定 負 債)		51,742,793	51,742,793		
			一 時 借 入 金					
	30,089,677	18,369,163	未 払 金	29,291,560	55,347,696	25,258,019		
	1,088,238		前 受 金		1,088,238			
	11,741,838	11,474,427	預 り 金	46,616,087	59,171,313	47,429,475		
			企 業 債 (流 動 負 債)		239,236,967	239,236,967		
			引 当 金 (流 動 負 債)		2,104,000	2,104,000		
	860	860	そ の 他 流 動 負 債	3,679,268	6,890,383	6,889,523		
			長 期 前 受 金		2,826,625,864	2,826,625,864		
1,209,120,077	1,209,120,077		収 益 化 累 計 額					
			(資 本 勘 定)					
			資 本 金		893,034,043	893,034,043		
			資 本 剰 余 金		120,201,460	120,201,460		
			利 益 剰 余 金		245,645,936	245,645,936		
13,769,684,053	14,024,360,768	209,638,733	合 計	209,638,733	14,024,360,768	13,769,684,053		

水道事業会計試算表

令和7年 6月

(単位：円)

借		方		勘 定 科 目	貸		方	
残 高	合 計		合 計		残 高			
	累 計	当 月	当 月			累 計		
			(収 益 勘 定)					
	8,606		営 業 収 益	33,658,305	102,712,890	102,704,284		
			営 業 外 収 益	15,005,090	40,136,906	40,136,906		
			特 別 利 益					
			(費 用 勘 定)					
70,486,925	71,333,748	25,143,906	営 業 費 用	841,168	846,823			
			営 業 外 費 用					
			特 別 損 失					
			(資 産 勘 定)					
12,191,281,413	12,191,281,413	2,694,239	有 形 固 定 資 産		6,103,228,943	6,103,228,943		
1,368,300	1,368,300		無 形 固 定 資 産					
293,148,485	415,011,152	75,752,545	現 金 預 金	80,020,258	121,862,667			
14,217,882	227,317,346	52,025,725	未 収 金	51,373,027	213,099,464			
			貸 倒 引 当 金		5,066,103	5,066,103		
9,666,395	21,121,065	3,395,730	貯 蔵 品	3,282,220	11,454,670			
			短 期 貸 付 金					
			前 払 費 用					
			前 払 金					
6,065,470	6,150,131	2,259,538	そ の 他 流 動 資 産	84,116	84,661			
			(負 債 勘 定)					
			企 業 債 (固 定 負 債)		3,109,043,132	3,109,043,132		
			引 当 金 (固 定 負 債)		51,742,793	51,742,793		
			一 時 借 入 金					
	60,616,191	30,526,514	未 払 金	28,437,840	83,785,536	23,169,345		
	1,088,238		前 受 金		1,088,238			
	59,125,648	47,383,810	預 り 金	25,227,587	84,398,900	25,273,252		
			企 業 債 (流 動 負 債)		239,236,967	239,236,967		
	2,104,000	2,104,000	引 当 金 (流 動 負 債)		2,104,000			
	860		そ の 他 流 動 負 債	3,356,396	10,246,779	10,245,919		
			長 期 前 受 金		2,826,625,864	2,826,625,864		
1,209,120,077	1,209,120,077		収 益 化 累 計 額					
			(資 本 勘 定)					
			資 本 金		893,034,043	893,034,043		
			資 本 剰 余 金		120,201,460	120,201,460		
			利 益 剰 余 金		245,645,936	245,645,936		
13,795,354,947	14,265,646,775	241,286,007	合 計	241,286,007	14,265,646,775	13,795,354,947		

工業用水道事業会計試算表

令和7年 4月

(単位：円)

借		方		勘 定 科 目	貸		方	
残 高	合 計		合 計		残 高			
	累 計	当 月	当 月			累 計		
			(収 益 勘 定)					
			営 業 収 益		323, 202	323, 202	323, 202	
			営 業 外 収 益		17, 000, 000	17, 000, 000	17, 000, 000	
			特 別 利 益					
			(費 用 勘 定)					
1, 030, 987	1, 030, 987	1, 030, 987	営 業 費 用					
			営 業 外 費 用					
			特 別 損 失					
			(資 産 勘 定)					
2, 515, 366, 079	2, 515, 366, 079		有 形 固 定 資 産			1, 465, 268, 381	1, 465, 268, 381	
976, 500	976, 500		無 形 固 定 資 産					
42, 948, 881	43, 582, 924	17, 225, 858	現 金 預 金		634, 043	634, 043		
392, 917	17, 618, 775	17, 355, 520	未 収 金		17, 225, 858	17, 225, 858		
			短 期 貸 付 金					
			前 払 費 用					
			前 払 金					
63, 524	63, 524	63, 524	そ の 他 流 動 資 産					
			(負 債 勘 定)					
			企 業 債 (固 定 負 債)			403, 858, 692	403, 858, 692	
			引 当 金 (固 定 負 債)			1, 902, 900	1, 902, 900	
			一 時 借 入 金					
	569, 443	569, 443	未 払 金		1, 029, 911	1, 182, 883	613, 440	
			前 受 金					
	64, 600	64, 600	預 り 金		64, 600	64, 600		
			企 業 債 (流 動 負 債)			24, 707, 517	24, 707, 517	
			引 当 金 (流 動 負 債)			448, 000	448, 000	
			そ の 他 流 動 負 債		32, 318	32, 318	32, 318	
			長 期 前 受 金			1, 227, 370, 712	1, 227, 370, 712	
769, 873, 621	769, 873, 621		収 益 化 累 計 額					
			(資 本 勘 定)					
			資 本 金			567, 594, 701	567, 594, 701	
			資 本 剰 余 金			95, 697, 999	95, 697, 999	
474, 165, 353	474, 165, 353		欠 損 金					
3, 804, 817, 862	3, 823, 311, 806	36, 309, 932	合 計		36, 309, 932	3, 823, 311, 806	3, 804, 817, 862	

工業用水道事業会計試算表

令和7年 5月

(単位：円)

借		方		勘 定 科 目	貸		方	
残 高	合 計		合 計		残 高			
	累 計	当 月				当 月	累 計	
			(収 益 勘 定)					
			営 業 収 益	289,080	612,282	612,282		
			営 業 外 収 益		17,000,000	17,000,000		
			特 別 利 益					
			(費 用 勘 定)					
1,691,661	1,691,661	660,674	営 業 費 用					
			営 業 外 費 用					
			特 別 損 失					
			(資 産 勘 定)					
2,515,366,079	2,515,366,079		有 形 固 定 資 産		1,465,268,381	1,465,268,381		
976,500	976,500		無 形 固 定 資 産					
42,349,689	44,025,129	442,205	現 金 預 金	1,041,397	1,675,440			
268,700	17,936,763	317,988	未 収 金	442,205	17,668,063			
			短 期 貸 付 金					
			前 払 費 用					
			前 払 金					
87,085	87,085	23,561	そ の 他 流 動 資 産					
			(負 債 勘 定)					
			企 業 債 (固 定 負 債)		403,858,692	403,858,692		
			引 当 金 (固 定 負 債)		1,902,900	1,902,900		
			一 時 借 入 金					
	1,545,810	976,367	未 払 金	619,205	1,802,088	256,278		
			前 受 金					
	129,630	65,030	預 り 金	65,030	129,630			
			企 業 債 (流 動 負 債)		24,707,517	24,707,517		
			引 当 金 (流 動 負 債)		448,000	448,000		
			そ の 他 流 動 負 債	28,908	61,226	61,226		
			長 期 前 受 金		1,227,370,712	1,227,370,712		
769,873,621	769,873,621		収 益 化 累 計 額					
			(資 本 勘 定)					
			資 本 金		567,594,701	567,594,701		
			資 本 剰 余 金		95,697,999	95,697,999		
474,165,353	474,165,353		欠 損 金					
3,804,778,688	3,825,797,631	2,485,825	合 計	2,485,825	3,825,797,631	3,804,778,688		

工業用水道事業会計試算表

令和7年 6月

(単位：円)

借		方		勘 定 科 目	貸		方	
残 高	合 計		合 計		残 高			
	累 計	当 月				当 月	累 計	
			(収 益 勘 定)					
			営 業 収 益	298,716	910,998		910,998	
			営 業 外 収 益	17,000,000	34,000,000		34,000,000	
			特 別 利 益					
			(費 用 勘 定)					
3,325,528	3,325,528	1,633,867	営 業 費 用					
			営 業 外 費 用					
			特 別 損 失					
			(資 産 勘 定)					
2,515,366,079	2,515,366,079		有 形 固 定 資 産		1,465,268,381		1,465,268,381	
976,500	976,500		無 形 固 定 資 産					
58,207,336	61,285,906	17,260,777	現 金 預 金	1,403,130	3,078,570			
336,507	35,265,347	17,328,584	未 収 金	17,260,777	34,928,840			
			短 期 貸 付 金					
			前 払 費 用					
			前 払 金					
188,893	188,893	101,808	そ の 他 流 動 資 産					
			(負 債 勘 定)					
			企 業 債 (固 定 負 債)		403,858,692		403,858,692	
			引 当 金 (固 定 負 債)		1,902,900		1,902,900	
			一 時 借 入 金					
	2,436,840	891,030	未 払 金	1,671,575	3,473,663		1,036,823	
			前 受 金					
	199,010	69,380	預 り 金	69,380	199,010			
			企 業 債 (流 動 負 債)		24,707,517		24,707,517	
	448,000	448,000	引 当 金 (流 動 負 債)		448,000			
			そ の 他 流 動 負 債	29,868	91,094		91,094	
			長 期 前 受 金		1,227,370,712		1,227,370,712	
769,873,621	769,873,621		収 益 化 累 計 額					
			(資 本 勘 定)					
			資 本 金		567,594,701		567,594,701	
			資 本 剰 余 金		95,697,999		95,697,999	
474,165,353	474,165,353		欠 損 金					
3,822,439,817	3,863,531,077	37,733,446	合 計	37,733,446	3,863,531,077		3,822,439,817	

下水道事業会計試算表

令和7年 4月

(単位：円)

借		方		勘 定 科 目	貸		方	
残 高	合 計		合 計		残 高			
	累 計	当 月	当 月			累 計		
			(収 益 勘 定)					
			営 業 収 益	63,455,472	63,455,472	63,455,472		
			営 業 外 収 益	238,068,350	238,068,350	238,068,350		
			特 別 利 益					
			(費 用 勘 定)					
26,332,416	26,332,416	26,332,416	営 業 費 用					
			営 業 外 費 用					
			特 別 損 失					
			(資 産 勘 定)					
20,686,845,124	20,686,845,124	426,632	有 形 固 定 資 産		1,582,116,225	1,582,116,225		
20,986,845	20,986,845		無 形 固 定 資 産					
379,711,704	402,377,631	343,006,000	現 金 預 金	22,665,927	22,665,927			
10,000	10,000		つ り 銭 資 金					
39,747,445	382,753,445	365,543,133	未 収 金	343,006,000	343,006,000			
			貸 倒 引 当 金		1,716,902	1,716,902		
			短 期 貸 付 金					
			前 払 費 用					
			前 払 金					
2,415,459	2,415,459	2,415,459	そ の 他 流 動 資 産					
			(負 債 勘 定)					
			企 業 債 (固 定 負 債)		6,423,567,505	6,423,567,505		
			引 当 金 (固 定 負 債)		66,936,679	66,936,679		
			一 時 借 入 金					
	22,044,160	22,044,160	未 払 金	28,552,740	30,181,969	8,137,809		
	29,706	29,706	前 受 金		29,706			
			企 業 債 (流 動 負 債)		870,564,157	870,564,157		
			引 当 金 (流 動 負 債)		2,055,000	2,055,000		
	621,767	621,767	そ の 他 流 動 負 債	2,670,784	2,670,784	2,049,017		
			長 期 前 受 金		9,462,937,111	9,462,937,111		
925,583,930	925,583,930		収 益 化 累 計 額					
			(資 本 勘 定)					
			資 本 金	62,000,000	2,917,755,129	2,917,755,129		
			資 本 剰 余 金		80,623,563	80,623,563		
			利 益 剰 余 金		361,650,004	361,650,004		
22,081,632,923	22,470,000,483	760,419,273	合 計	760,419,273	22,470,000,483	22,081,632,923		

下水道事業会計試算表

令和7年 5月

(単位：円)

借		方		勘 定 科 目	貸		方	
残 高	合 計		合 計		残 高			
	累 計	当 月				当 月	累 計	
			(収 益 勘 定)					
	3,728	3,728	営 業 収 益	32,081,680	95,537,152	95,533,424		
			営 業 外 収 益		238,068,350	238,068,350		
			特 別 利 益					
			(費 用 勘 定)					
30,607,601	30,607,601	4,275,185	営 業 費 用					
			営 業 外 費 用					
			特 別 損 失					
			(資 産 勘 定)					
20,687,345,688	20,687,345,688	500,564	有 形 固 定 資 産		1,582,116,225	1,582,116,225		
20,986,845	20,986,845		無 形 固 定 資 産					
380,439,202	413,449,149	11,071,518	現 金 預 金	10,344,020	33,009,947			
10,000	10,000		つ り 銭 資 金					
63,968,931	418,050,549	35,297,104	未 収 金	11,075,618	354,081,618			
			貸 倒 引 当 金		1,716,902	1,716,902		
			短 期 貸 付 金					
			前 払 費 用					
			前 払 金					
2,721,387	2,721,387	305,928	そ の 他 流 動 資 産					
			(負 債 勘 定)					
			企 業 債 (固 定 負 債)		6,423,567,505	6,423,567,505		
			引 当 金 (固 定 負 債)		66,936,679	66,936,679		
			一 時 借 入 金					
	31,948,603	9,904,443	未 払 金	4,642,100	34,824,069	2,875,466		
	29,706		前 受 金		29,706			
			企 業 債 (流 動 負 債)		870,564,157	870,564,157		
			引 当 金 (流 動 負 債)		2,055,000	2,055,000		
	1,061,716	439,949	そ の 他 流 動 負 債	3,655,001	6,325,785	5,264,069		
			長 期 前 受 金		9,462,937,111	9,462,937,111		
925,583,930	925,583,930		収 益 化 累 計 額					
			(資 本 勘 定)					
			資 本 金		2,917,755,129	2,917,755,129		
			資 本 剰 余 金		80,623,563	80,623,563		
			利 益 剰 余 金		361,650,004	361,650,004		
22,111,663,584	22,531,798,902	61,798,419	合 計	61,798,419	22,531,798,902	22,111,663,584		

下水道事業会計試算表

令和7年 6月

(単位：円)

借		方		勘 定 科 目	貸			方	
残 高	合 計		合 計		残 高				
	累 計	当 月	当 月			累 計			
			(収 益 勘 定)						
	15,414,893	15,411,165	営 業 収 益	81,517,959	177,055,111	161,640,218			
			営 業 外 収 益	236,864,000	474,932,350	474,932,350			
			特 別 利 益						
			(費 用 勘 定)						
52,936,118	54,577,670	23,970,069	営 業 費 用	1,641,552	1,641,552				
203,890	203,890	203,890	営 業 外 費 用						
			特 別 損 失						
			(資 産 勘 定)						
20,689,326,143	20,689,326,143	1,980,455	有 形 固 定 資 産		1,582,116,225	1,582,116,225			
20,986,845	20,986,845		無 形 固 定 資 産						
760,779,279	804,007,624	390,558,475	現 金 預 金	10,218,398	43,228,345				
10,000	10,000		つ り 銭 資 金						
41,165,347	785,805,440	367,754,891	未 収 金	390,558,475	744,640,093				
			貸 倒 引 当 金		1,716,902	1,716,902			
			短 期 貸 付 金						
			前 払 費 用						
			前 払 金						
4,551,896	4,716,049	1,994,662	そ の 他 流 動 資 産	164,153	164,153				
			(負 債 勘 定)						
			企 業 債 (固 定 負 債)		6,423,567,505	6,423,567,505			
			引 当 金 (固 定 負 債)		66,936,679	66,936,679			
			一 時 借 入 金						
	39,317,050	7,368,447	未 払 金	37,851,420	72,675,489	33,358,439			
	29,706		前 受 金		29,706				
	12,300,000	12,300,000	企 業 債 (流 動 負 債)		870,564,157	858,264,157			
	2,055,000	2,055,000	引 当 金 (流 動 負 債)		2,055,000				
	3,397,385	2,335,669	そ の 他 流 動 負 債	4,500,766	10,826,551	7,429,166			
			長 期 前 受 金		9,462,937,111	9,462,937,111			
925,583,930	925,583,930		収 益 化 累 計 額						
			(資 本 勘 定)						
			資 本 金	62,616,000	2,980,371,129	2,980,371,129			
			資 本 剰 余 金		80,623,563	80,623,563			
			利 益 剰 余 金		361,650,004	361,650,004			
22,495,543,448	23,357,731,625	825,932,723	合 計	825,932,723	23,357,731,625	22,495,543,448			

報告第 18 号

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

1 健全化判断比率 (単位：％)

指 標 名	令和6年度決算値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.55	20.00
連結実質赤字比率	—	18.55	30.00
実質公債費比率	10.1	25.0	35.0
将来負担比率	74.5	350.0	

2 資金不足比率 (単位：％)

会 計 の 名 称	資金不足比率	経営健全化基準
美唄市病院事業会計	—	20.0
美唄市水道事業会計	—	20.0
美唄市工業用水道事業会計	—	20.0
美唄市下水道事業会計	—	20.0

※「—」は資金不足額のない会計を表す。

議案第 40 号

美唄市給与条例及び美唄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件

美唄市給与条例及び美唄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 9 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市給与条例及び美唄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(美唄市給与条例の一部改正)

第 1 条 美唄市給与条例(昭和 27 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条第 6 項中「美唄市職員の定年等に関する条例(昭和 59 年条例第 2 号)」を「美唄市職員の定年等の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和 4 年条例第 15 号)による改正前の」に改める。

第 29 条中「除した額とする」を「除して得た額に、勤務 1 時間当たりの特殊勤務手当(規則で定めるものに限る。)の額を加算した額とする」に改める。

(美唄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 美唄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「第 28 条の 5 第 1 項及び第 28 条の 6 第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項及び第 22 条の 5 第 2 項」に改める。

第 15 条第 1 項第 1 号中「除して得た額」の次に「に、勤務 1 時間当たりの特殊勤務手当(規則で定めるものに限る。)の額を加算した額」を加え、同項第 2 号中「除して得た額」の次に「に、勤務 1 時間当たりの特殊勤務手当(規則で定めるものに限る。)の額を加算した額」を加え、同

項第 3 号中「計算して得た額」の次に「に、勤務 1 時間当たりの特殊勤務手当(規則で定めるものに限る。)の額を加算した額」を加える。

第 16 条の 2 を次のように改める。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 16 条の 2 給与条例第 36 条の 4 の規定は、任期の定めが 6 か月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第 36 条の 4 第 1 項中「規則」とあるのは「美唄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則」と、同条第 2 項本文及び第 1 号中「手当算定基礎額」とあるのは「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)以前 6 か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 41 号

美唄市職員の育児休業等に関する条例及び美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件

美唄市職員の育児休業等に関する条例及び美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 9 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市職員の育児休業等に関する条例及び美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(美唄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 美唄市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(4) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子(育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。)が 1 歳 6 か月に達する日(以下「1 歳 6 か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては当該子が 2 歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が 1 歳に達する日 (以下「1 歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この (ア) において同じ。)(において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日)

第 2 条の 3 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第 3 号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)(が当該非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)(をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の 1 歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)(当該子が 1 歳 2 か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の 1 歳到達日までの日数をいう。)(から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 65 条第 1 項及び第 2 項の規定により勤務しなかった日数と当

該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該

末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して
育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第3条に次の2号を加える。

- (6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。
- (7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第 19 条第 2 号を次のように改める。

- (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。)

第 20 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業(育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。) の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりににおいて」を「育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業(以下「第 1 号部分休業」という。) の承認は」に改め、同条第 2 項中「勤務しない職員」の次に「(非常勤職員を除く。) 」を加え、「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 非常勤職員に対する第 1 号部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 61 条の 2 第 20 項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。) の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

第 20 条の次に次の 4 条を加える。

(第 2 号部分休業の承認)

第 20 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業(以下「第 2 号部分休業」という。) の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間)

第 20 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第 20 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

(育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情)

第 20 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更(以下「第 3 項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第 21 条中「部分休業」を「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業」に改める。

第 22 条中「第 14 条の規定は、部分休業について準用する。」を「育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。」に改める。

(美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成 5 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の 4 第 1 項中「第 7 条の 6」を「第 7 条の 7」に改める。

第 7 条の 7 を第 7 条の 8 とする。

第 7 条の 6 第 1 項中「申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第 7 条の 7 とし、第 7 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第 7 条の 6 任命権者は、美唄市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 1 号)第 23 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 美唄市職員の育児休業等に関する条例第 23 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中第 2 条に 1 号を加える改正規定、第 2 条の 2 の次に 2 条を加える改正規定、第 3 条に 2 号を加える改正規定及び第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(美唄市職員の育児休業等に関する条例に関する経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の美唄市職員の育児休業等に関する条例第 20 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

(美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に関する経過措置)

- 3 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 7 条の 6 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 42 号

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更の件

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を次のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約(昭和 32 年 1 月 23 日 32 地第 175 号指令許可)の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 43 号

美唄市営弓道場条例の一部改正の件

美唄市営弓道場条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 9 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市営弓道場条例の一部を改正する条例

美唄市営弓道場条例(平成 18 年条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 9 条とし、第 5 条を第 6 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(利用料金等)

第 7 条 指定管理者に弓道場の管理を行わせる場合にあっては、弓道場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、前 3 条の規定は適用しない。

3 利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

4 利用料金の額は、使用料の額の範囲内で、指定管理者が教育委員会の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第 8 条 使用者が建物又は設備を毀損し、若しくは滅失したときは、教育委員会が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(管理の代行等)

第 3 条 弓道場の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に弓道場の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 弓道場の利用の許可に関する業務

(2) 弓道場の維持及び管理に関する業務

別表中「(第 3 条関係)」を「(第 4 条関係)」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 44 号

美唄市間口除雪事業条例の一部改正の件

美唄市間口除雪事業条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 9 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市間口除雪事業条例の一部を改正する条例

美唄市間口除雪事業条例(平成 13 年条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の表中「前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の者」を「介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 38 条第 1 項第 1 号ハに規定する額以下に該当する者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 45 号

美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件

美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 9 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 42 年条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「一部」を「全部又は一部」に改め、「範囲内」の次に「又は 1 年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

附則第 2 項中「同法第 9 条第 3 項」を「同法附則第 9 条第 2 項」に、「同法附則第 9 条第 3 項」を「同法附則第 9 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 46 号

美唄市下水道条例及び美唄市給水条例の一部改正の件

美唄市下水道条例及び美唄市給水条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 9 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市下水道条例及び美唄市給水条例の一部を改正する条例

(美唄市下水道条例の一部改正)

第 1 条 美唄市下水道条例(昭和 61 年条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が排水設備等の工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(美唄市給水条例の一部改正)

第 2 条 美唄市給水条例(平成 10 年条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 47 号

美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正の件

美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 9 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成 25 年条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 11 号中「第 34 条第 1 項及び第 2 項」を「第 37 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 48 号

美唄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
の件

美唄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のよう
に改正するものとする。

令和 7 年 9 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例

美唄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(令和 5 年条例第
21 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項中「一部」を「全部又は一部」に改め、「範囲内」の次に
「又は 1 年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

令和7年度

美唄市一般会計補正予算(第2号)

令和7年度 美唄市一般会計補正予算(第2号)

令和7年度美唄市一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ435,253千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,096,158千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和7年9月3日提出

美唄市長 桜井 恒

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		2,353,090	101,231	2,454,321
	2 国庫補助金	789,034	101,231	890,265
17 道支出金		1,285,038	15,000	1,300,038
	2 道補助金	596,740	15,000	611,740
21 繰越金		14,775	201,322	216,097
	1 繰越金	14,775	201,322	216,097
23 市債		2,432,600	117,700	2,550,300
	1 市債	2,432,600	117,700	2,550,300
歳入合計		19,660,905	435,253	20,096,158

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,106,407	201,000	1,307,407
	7 基金造成費	20,666	201,000	221,666
3 民生費		3,404,547	464	3,405,011
	1 社会福祉費	1,916,501	464	1,916,965
6 農林費		1,157,131	15,000	1,172,131
	1 農業費	1,126,772	15,000	1,141,772
10 教育費		1,325,159	218,789	1,543,948
	5 保健体育費	402,617	218,789	621,406
歳出合計		19,660,905	435,253	20,096,158

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
体育施設整備債	千円 16,600	普通貸借(証書借入)又は証券発行(登録債)	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件によるものとし、銀行その他の場合には、借入先と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還することができる。	千円 134,300	普通貸借(証書借入)又は証券発行(登録債)	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件によるものとし、銀行その他の場合には、借入先と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還することができる。

令和7年度

美唄市一般会計補正予算説明書(第2号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	2,353,090	101,231	2,454,321
17 道支出金	1,285,038	15,000	1,300,038
21 繰越金	14,775	201,322	216,097
23 市債	2,432,600	117,700	2,550,300
歳入合計	19,660,905	435,253	20,096,158

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1,106,407	201,000	1,307,407
3 民生費	3,404,547	464	3,405,011
6 農林費	1,157,131	15,000	1,172,131
10 教育費	1,325,159	218,789	1,543,948
歳出合計	19,660,905	435,253	20,096,158

2 歳入

款 項 目				補正前の額	補正額	計
16			国庫支出金	2,353,090	101,231	2,454,321
	2		国庫補助金	789,034	101,231	890,265
	2		民生費国庫補助金	111,710	231	111,941
	7		教育費国庫補助金	63,548	101,000	164,548
17			道支出金	1,285,038	15,000	1,300,038
	2		道補助金	596,740	15,000	611,740
	4		農林費道補助金	474,154	15,000	489,154
21			繰越金	14,775	201,322	216,097
	1		繰越金	14,775	201,322	216,097
	1		繰越金	14,775	201,322	216,097
23			市債	2,432,600	117,700	2,550,300
	1		市債	2,432,600	117,700	2,550,300
	9		教育債	130,000	117,700	247,700

(一般会計)

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	道支出金	地 方 債	そ の 他	
				201,000
231				233
	15,000			
101,000		117,700		89
101,231	15,000	117,700		201,322

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 障害者総合支援事業費補助金	231	障がい者福祉一般管理事務
9 学校施設環境改善交付金	101,000	総合体育館整備事業
21 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費補助金	15,000	美唄スマート農業推進事業
1 繰越金	201,322	
2 体育施設整備債	117,700	総合体育館整備事業

3 歳 出

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
2			総務費	1,106,407	201,000	1,307,407		201,000
	7		基金造成費	20,666	201,000	221,666		201,000
		1	基金造成費	20,666	201,000	221,666		201,000
3			民生費	3,404,547	464	3,405,011	231	233
	1		社会福祉費	1,916,501	464	1,916,965	231	233
		2	障がい者福祉費	1,215,546	464	1,216,010	国庫支出金 231	233
6			農林費	1,157,131	15,000	1,172,131	15,000	
	1		農業費	1,126,772	15,000	1,141,772	15,000	
		4	農業振興費	107,843	15,000	122,843	道支出金 15,000	
10			教育費	1,325,159	218,789	1,543,948	218,700	89
	5		保健体育費	402,617	218,789	621,406	218,700	89
		6	総合体育館費	71,678	218,789	290,467	国庫支出金 101,000 市債 117,700	89

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		基金への積立金	
24 積立金	201,000	基金積立金	201,000
		障がい者福祉及び医療費助成等に要する経費	
12 委託料	464	障がい者福祉一般管理事務	464
		農業の振興に要する経費	
18 負担金補助及び交付金	15,000	美唄スマート農業推進事業	15,000
		総合体育館の管理運営及び整備に要する経費	
10 需用費	1,000	総合体育館整備事業	218,789
14 工事請負費	217,789		

事業費調

(単位：千円)

款	事業名				
教育費	総合体育館整備事業				
区 分	予算額	うち普通建設	普通建設事業財源内訳		計 画 の 概 要
			特定財源	一般財源	
補 正 前	16,621	16,621	16,600	21	冷暖房設備実施設計 受電設備改修
補 正	218,789	217,789	217,700	89	空調設備(冷暖房設備)設置
補 正 後	235,410	234,410	234,300	110	冷房設備実施設計 受電設備改修 空調設備(冷暖房設備)設置

令和7年度

美唄市国民健康保険会計補正予算(第1号)

令和7年度 美唄市国民健康保険会計補正予算(第1号)

令和7年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,911千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,787,790千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月3日提出

美唄市長 桜井 恒

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		0	9,911	9,911
	1 繰越金	0	9,911	9,911
歳入合計		2,777,879	9,911	2,787,790

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 基金積立金		60	6,831	6,891
	1 基金積立金	60	6,831	6,891
8 諸支出金		2,300	3,080	5,380
	1 諸費	2,300	3,080	5,380
歳出合計		2,777,879	9,911	2,787,790

令和7年度

美唄市国民健康保険会計補正予算説明書(第1号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 繰越金	0	9,911	9,911
歳入合計	2,777,879	9,911	2,787,790

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
6 基金積立金	60	6,831	6,891
8 諸支出金	2,300	3,080	5,380
歳出合計	2,777,879	9,911	2,787,790

2 歳入

款 項 目				補正前の額	補正額	計
8			繰越金	0	9,911	9,911
	1		繰越金	0	9,911	9,911
		1	繰越金	0	9,911	9,911

(国民健康保険会計)

3 歳出

款 項 目				補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
6			基金積立金	60	6,831	6,891		6,831
	1		基金積立金	60	6,831	6,891		6,831
		1	基金積立金	60	6,831	6,891		6,831
8			諸支出金	2,300	3,080	5,380		3,080
	1		諸 費	2,300	3,080	5,380		3,080
		2	過年度精算金	0	3,080	3,080		3,080

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	道支出金	地 方 債	そ の 他	
				6,831
				3,080
				9,911

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	9,911	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		美唄市国民健康保険支払準備基金に要する経費
24 積立金	6,831	基金積立金 6,831
		過年度精算に要する経費
22 償還金、利子及び 割引料	3,080	過年度精算金 3,080

令和7年度

美唄市介護保険会計補正予算(第1号)

令和7年度 美唄市介護保険会計補正予算(第1号)

令和7年度美唄市介護保険会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66,659千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,177,404千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月3日提出

美唄市長 桜井 恒

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰越金		0	66,659	66,659
	1 繰越金	0	66,659	66,659
歳入合計		3,110,745	66,659	3,177,404

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		10	38,522	38,532
	1 基金積立金	10	38,522	38,532
6 諸支出金		400	28,137	28,537
	1 諸費	400	28,137	28,537
歳出合計		3,110,745	66,659	3,177,404

令和7年度

美唄市介護保険会計補正予算説明書(第1号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
9 繰越金	0	66,659	66,659
歳入合計	3,110,745	66,659	3,177,404

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金	10	38,522	38,532
6 諸支出金	400	28,137	28,537
歳出合計	3,110,745	66,659	3,177,404

2 歳入

款	項目	補正前の額	補正額	計
9	繰越金	0	66,659	66,659
1	繰越金	0	66,659	66,659
1	繰越金	0	66,659	66,659

(介護保険会計)

3 歳出

款	項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	基金積立金	10	38,522	38,532		38,522
1	基金積立金	10	38,522	38,532		38,522
1	介護給付費準備基金積立金	10	38,522	38,532		38,522
6	諸支出金	400	28,137	28,537		28,137
1	諸費	400	28,137	28,537		28,137
2	諸費	0	28,137	28,137		28,137

(介護保険会計)

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	道支出金	地 方 債	そ の 他	
				38,522
				28,137
				66,659

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	66,659	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		基金積立金
24 積立金	38,522	介護給付費準備基金積立金 38,522
		過年度精算に要する経費
22 償還金、利子及び 割引料	28,137	過年度精算金 28,137

請願者 全日本国立医療労働組合 旭川病院支部
支部長 河戸 千秋

国立病院の機能強化を求める請願

1. 要 旨

国立病院は公的病院の中で唯一47都道府県にあり、地域医療をはじめ民間では担えないセーフティネット・不採算医療を展開し、新型コロナなど感染症対策や、災害時の医療支援など国民の命の砦としての役割を担っています。

しかし、その運営は自収自弁が大原則とされ、診療事業にかかる国からの運営費補助など財政支援は一切行われていません。

昨今、医療機関の運営は、コロナ禍を経て患者数減や医療資材など材料費の高騰をうけ、どこも厳しい現状におかれています。とりわけ国立病院は、コロナ禍で患者受け入れのための専用病床拡大、全国の感染拡大地域への職員派遣など、国からの直接指示に対応したことの影響から、とくに厳しい実態に置かれています。

現場では採用を上回る離職の影響で人員不足から病床削減などが続いています。

このような状況では国民・地域から求められる医療体制を整えることが困難なばかりか、新たな感染症拡大や災害時医療支援が困難になります。

第217回通常国会において「国立病院の機能強化を求める請願」が衆参両院において全会派一致で採択されました。

私たちは国立病院が地域において求められる役割を十分に果たし、誰もが、いつでも、どこでも、安心して医療が受けられるよう、以下の事項について請願するものです。

2. 請願項目

1. 国民の命を守るセーフティネットとしての役割を確実に果たし、地域医療の充実をはかるため、国立病院の機能を強化すること
2. 全国ネットワークをいかに、国立病院が新興感染症や災害時において、十分な役割発揮できるよう対策を講じること
3. 第217回国会での請願採択をふまえ具体的対策を講じること

上記のとおり提出されたから付議する。

令和7年9月3日

美唄市議会議長 谷 村 知 重